

## 菊池市建築工事成績評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊池市が発注する建築工事に係る菊池市請負工事成績評定要領（平成30年訓令第11号。以下「評定要領」という。）に基づく評定（以下「評定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定の対象となる工事は、評定要領第2条に規定する対象工事のうち、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他これらの工事に附帯する工事等とする。ただし、解体工事、設備機器の更新等のみを施工する工事等については、評定の対象工事から除外することができる。

(評定の方法)

第3条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 一工事に複数の評定者となる検査員がいる場合は、当該検査員が協議の上、評定を行うものとする。

3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は、考慮しない。また、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定する。

4 工事成績の採点は、工事成績採点表（建築）（様式第1号）により行うものとする。

5 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）によるものとする。

6 評定の結果は、工事成績評定表（様式第3号）に記録するものとする。

7 評定に当たっては、熊本県建築工事成績評定実施要領に規定する「施工プロセス」のチェックリスト（建築版）（別記-5）を考慮するものとする。また、工事における工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(様式) 略